



栃木県公報

平成24年
11月1日(木)
号外
第87号

目次

選挙管理委員会

○栃木県知事選挙の期日	1
○栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	1
○栃木県知事選挙における選挙会の場所及び日時	1
○栃木県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日	1
○栃木県知事選挙における各候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時	1
○栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時	2
○栃木県知事選挙における選挙会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	2
○栃木県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨	2
○栃木県議会議員補欠選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日、登録日及び縦覧期間	2

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第67号

栃木県知事は、平成24年12月8日に任期が満了するので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、知事選挙を平成24年11月18日に行う。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第68号

平成24年11月18日執行の栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県知事選挙選挙長

栃木県宇都宮市駒生1丁目22番27号

小林 恒 夫

栃木県知事選挙選挙長職務代理者

栃木県宇都宮市鶴田町538番地50

小 川 昌 樹

栃木県選挙管理委員会告示第69号

平成24年11月18日執行の栃木県知事選挙における選挙会は、次により行う。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 平成24年11月20日 午前10時

栃木県選挙管理委員会告示第70号

平成24年11月18日執行の栃木県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場には、平成24年11月1日から同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができる。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第71号

平成24年11月18日執行の栃木県知事選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次により行う。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 場 所 栃木県庁
- 2 日 時 平成24年11月1日 午後6時

栃木県選挙管理委員会告示第72号

平成24年11月18日執行の栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行う。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 場 所 栃木県庁
- 2 日 時 平成24年11月2日 午後6時

栃木県知事選挙選挙長告示第1号

平成24年11月18日執行の栃木県知事選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次により行う。

平成24年11月1日

栃木県知事選挙選挙長 小 林 恒 夫

- 1 場 所 栃木県庁
- 2 日 時 平成24年11月15日 午後6時

栃木県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により、次のとおり栃木県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 事由発生年月日 平成24年11月1日
- 2 選 挙 区 小山市・野木町選挙区及び那須塩原市・那須町選挙区
- 3 事 由 各選挙区において県議会議員の欠員が1名生じているところ、知事の選挙が行われるため

栃木県選挙管理委員会告示第74号

平成24年11月18日に栃木県議会議員の補欠選挙を小山市・野木町選挙区及び那須塩原市・那須町選挙区において行う予定であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のように定める。

平成24年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 被登録資格決定基準日 平成24年11月8日 ただし、年齢については平成24年11月18日
- 2 登 録 日 平成24年11月8日
- 3 縦 覧 期 間 平成24年11月9日